

令和5年12月19日

長崎市教育委員会

保護者の皆様へ

新小学1年生の学校給食費についてのお知らせ

長崎市では、「安全で安心なおいしい給食」を目標に学校給食を提供しています。

学校給食費は、学校給食に必要な経費のうち、施設・設備・人件費・光熱水費以外の食材料費に相当する額を保護者の皆様に負担いただくものです。

保護者の皆様に負担いただいている学校給食費に支えられ、学校給食の安定的な運営を行っています。必ず納付期限内に納付してください。

学校給食費の額

小学校：年額41,800円 (参考) 中学校：年額48,400円

*標準回数：小学校185回 (参考) 中学校180回

学校の行事スケジュールの違いから、学校・学年によっては標準回数と異なることが想定されますが、小学校6年間と中学校3年間を通して考えると、在学期間の実施回数の平均が、概ね標準回数となることから、各年度において標準回数と実施回数が異なる場合があっても追加徴収及び返金は行わないこととしています。

*食物アレルギー等により、主食（パン・米飯）、牛乳及び全ての副食を年間通して食することが出来ない方は、減額が可能ですので、各学校へお申し出ください。

学校給食費の納付

納付回数	11回
納付金額	4月0円、5~3月3,800円
納付期限	毎月末日
納付方法	口座振替又は現金納付

*学校給食費の納付方法は、より納付が確実な口座振替をお願いしています。

口座振替の申込は、学校ではなく直接金融機関で行っていただくことになりますが、一度手続きを行うと、長崎市立の小学校、中学校に在籍している限り、転校・進学の際も手続きは必要ありません。口座振替手数料は長崎市が負担いたします。

お申込みから登録までに時間がかかりますので、入学説明会後速やかに金融機関窓口にご提出ください。

現金納付を希望される方には、5月下旬頃に学校を通じて納付書をお渡しいたします。コンビニ納付・キャッシュレス決済にも対応する予定です。詳しくは納付書裏面をご確認下さい。

口座振替ができる金融機関

十八親和銀行、ゆうちょ銀行、長崎銀行、長崎三菱信用組合、長崎西彼農業協同組合

【お問い合わせ先】長崎市教育委員会健康教育課学校給食係 ☎095-829-1197

学校給食費に関する Q&A

Q1 食物アレルギー等の理由で給食を食べない場合も手続きは必要ですか。

A1 長崎市立の小中学校に在籍されるすべての児童生徒ごとに「学校給食実施確認書及び同意書」の提出が必要です。年度の途中で食べられなくなった場合または年度の途中から食べられるようになった場合は、学校にご相談ください。

Q2 子どもが2人いますが、申し込み手続きはまとめてできますか。

A2 児童生徒ごとに、当該年度の給食費を決定する必要がありますので、それぞれに同意書の提出及び口座振替の手続きをお願いします。

Q3 「学校給食実施確認書及び同意書」に記入した保護者等（納入義務者）が変わった場合はどうしたらよいですか。

A3 「学校給食実施確認変更届」が学校に備え付けてありますので、改めて提出してください。振替口座を変更・廃止する場合はQ5を参照ください。

Q4 口座振替を開始したいのですが、どうしたらよいですか？

A4 「口座振替納付申込書（自動払込利用申込書）」が学校に備え付けてありますので、必要事項を記入のうえ、口座振替を希望される金融機関に直接提出してください。
金融機関の窓口にて申込手続きをしていただいてから概ね1か月程度お時間がかかります。
なお、口座振替を開始する際には口座振替開始通知書を、学校を通して送付いたします。

Q5 振替口座を変更したいのですが、どうしたらよいですか。

A5 「口座振替納付申込書（自動払込利用申込書）」が学校に備え付けてありますので、必要事項を記入のうえ、次のとおり金融機関に直接提出してください。

1.別の金融機関の口座振替を希望する場合

→申込区分「1 新規」に○をつけ変更を希望する金融機関に申込書を提出してください。

2.同じ金融機関で別口座の口座振替を希望する場合

→申込区分「2 変更」に○をつけ変更を希望する金融機関に申込書を提出してください。

3.口座振替を廃止し、納付書での支払いに変更する場合

→申込区分「3 廃止」に○をつけ現在口座振替を行っている金融機関に申込書を提出してください。

Q6 口座振替日に口座の残高が不足していた場合はどうなりますか。

A6 口座への入金忘れ等で残高が不足し、振替不能となった方には、振替日以降に口座振替不能のお知らせとともに納付書を学校を通じてお送りしますので、金融機関窓口等で速やかに納付してください。

Q7 口座振替開始通知書が届きましたが、口座振替開始の期分の給食費を既に支払いました。

A7 入金が確認できた給食費については、口座振替を中止しております。口座振替処理後に納付書によりお支払いされた場合は口座振替がされてしまいますが、過納となった給食費については後日還付いたします。

Q8 納付書ではどこで支払うことができますか。

A8 納付書裏面記載の金融機関、コンビニエンスストア、長崎市役所の各地域センター・各地区事務所またはキャッシュレス決済にてお支払いいただけます。金融機関窓口では午後3時まで、地域センター・地区事務所窓口では午後5時30分までお支払いできます。なお、納期を過ぎてもそのままご使用いただけますが、コンビニエンスストア及びキャッシュレス決済での納付はできませんのでご了承ください。

Q9 納付書を紛失した場合はどうしたらよいですか。

A9 健康教育課へご連絡いただければ、再発行のうえ、学校を通じて送付します。また、地域センター・各地区事務所でも再発行できますが、しばらくお待ちいただくこともあります。

Q10 8月は給食がないのに、なぜ給食費を払うのですか。

A10 年間の給食費を、第1期(5月)から第11期(3月)の11回で分割してお支払いいただくため、8月も給食費をお支払いいただくこととしています。冬休み及び春休みについても同様の考え方です。

Q11 入院等により長期間欠席する場合、給食費は減額されますか。

A11 入院その他の理由により長期間(連続4日以上)学校給食の停止を希望されるときは、停止する4日前(休日は除く)までに学校へ連絡してください。給食を止めることができた期間の給食費を減額します。給食を再開するときも同様に学校への連絡をお願いします。

Q12 就学援助や生活保護を受けている場合も納付するのですか。

A12 就学援助や生活保護の認定を受けている世帯の児童生徒の給食費は、それぞれの担当部署から直接納付されますので、保護者等が納付する必要はありません。就学援助や生活保護の申請中でまだ認定されていない場合や、就学援助や生活保護が停止又は廃止となった場合は、保護者等に給食費を納付していただきます。そのため、就学援助や生活保護の認定を受けている場合でも、口座振替納付申込書(自動払込利用申込書)を金融機関に提出くださるようお願いします。

Q13 給食費を滞納した場合はどうなりますか?

A13 納期限までに納付の確認ができない場合、督促状を送付し、状況により納付お知らせセンターから電話連絡により納付状況の確認をさせていただきます。それでもお支払いいただけない場合や、市からの連絡に応じていただけない場合は、市が裁判所に支払督促等の申し立てを行なうなど、法的措置等の対処をさせていただく場合があります。また、滞納が長期に渡ると本来なら支払う必要のない遅延損害金をご負担いただく場合があります。

上記の内容の他にも詳細は、長崎市ホームページにも記載されていますので、ご活用ください。

学校給食を一部でも喫食する場合は、「1」に○をつけてください。

実施確認書及び同意書

記載例

1. 本書末尾記載の児童生徒については、学校給食を受けさせることとし、学校給食費を次のように納付します。

(1に○の場合は、いずれかにチェックしてください。)

口座振替 納付書

口座振替にチェックした場合は、金融機関に口座振替申込書を提出してください。

2. 本書末尾記載の児童生徒については、次の理由により、学校給食を受けることができません。

学校給食を全て喫食しない場合のみ、「2」に○をつけたうえで本欄にその理由を記載してください。
食物アレルギーがある方は個別に学校にお申し出ください。

学校給食を受けることができない理由

○私は、学校給食費を滞納した場合、私に関する個人情報を学校給食費の滞納の解消のため、長崎市が官公署、金融機関、保険会社及び勤務先に対し、当該個人情報の提供又は開示を求めるに同意します。

※1 個人情報…氏名、住所、性別、年齢、生年月日、本籍、親族続柄、婚姻の有無、世帯主、家族構成、扶養状況、生活保護受給の有無、電話番号、勤務先、勤務先住所、課税額、収入・所得、土地、家屋、償却資産、口座、預貯金、生命保険、その他動産、取引状況、債権の額（差押、抵当権の設定等の法的手続きの状況）等

保護者2名が記載してください。

保護者が1名の場合は、1名のみの記載で構いません。

令和〇年〇月〇日

(あて先) 長崎市

上記について、確認・同意しました。

保護者等 氏名 〒 123-4567

(納入義務者) 住所 長崎市〇〇1丁目2番3号

ふりがな 氏名 ながさき たろう
長崎 太郎

生年月日 昭和〇年12月20日

電話番号 095-123-4567

ふりがな 氏名 ながさき はなこ
長崎 花子

生年月日 平成〇年4月2日

電話番号 080-1234-5678

入学予定の学校名を記載してください。

児童・生徒 学校名 長崎市立 長崎小学校

1年 組

組が未確定の場合は空欄で構いません。

ふりがな 氏名 ながさき いちろう
長崎 一郎

生年月日 平成〇年9月25日

～注意事項～

- (1) この「学校給食実施確認書及び同意書」は、児童・生徒1人につき1枚提出してください。本書記載の児童・生徒が長崎市立の小中学校に在籍する限り有効とします。
- (2) 表面「1」の納付方法のいずれにもチェックがない場合、又は、「口座振替」にチェックはあるが、口座振替納付申込書の提出がない場合は、「納付書による金融機関での納付」の扱いとなります。
なお、上記の内容で本書を提出された場合でも、後日、口座振替納付申込書の提出があれば、口座振替を希望されたものとします。
- (3) 保護者等欄には保護者2名が記載してください。保護者が1名の場合は、1名のみの記載で構いません。
- (4) 還付が生じた場合の返納先は学校給食費振替口座になります。納付書での納付を希望された方は、還付通知を受け取られた後に振込口座をお知らせいただくことになります。
- (5) 納付方法の変更を希望される場合は、学校へ申し出てください。
- (6) 食物アレルギー等の事情により主食(パン・米飯)、牛乳、すべての副食のいずれかを年間を通して受けることができない方は、減額が可能ですので、別途学校へ申し出てください。
- (7) 学校給食費は未納がないようにお願いします。未納が生じた場合は、法的措置を講ずる場合があります。

作成が必要です。

口座振替納付申込書記入方法

長崎市学校給食費 口座振替納付(変更・取消)申込書
取扱金融機関 御中 自動払込利用申込書(兼廃止届出書)

私は、学校給食費について、下記の預金(貯金)口座から預金口座振替(自動払込)により支払うこととしたいので、預金口座振替規定(ゆうちょ銀行を除く)を確約のうえ依頼します。なお、過付事由が生じたときは、下記の口座に振り込んでください。

学年	学校名(学校以外の者は会社名等)	申込日 令和6年 3月 5日
① 新1 長崎市立 長崎小学校	申込区分 ② 新規 ③ 変更 ④ 廃止	

太枠内をボールペンで強く記入してください。

児童・生徒名等	フリガナ ナガサキ タロウ	保護者名	フリガナ ナガサキ タロウ
③ 長崎 一郎	長崎 太郎		
生年月日 (昭和 平成 令和 29年 9月 25日) (平成 123 - 4567)			
保護者住所 (口座名義人住所)	長崎市○○1丁目2番3号 田(095)123-4567		

指定預け金口座
金融機関またはゆうちょ銀行のうちどちらか一つをご指定ください。

ゆうちょ銀行以外の金融機関	④ ○○銀行組合	××支店	本店	金融機関お届印	口座振替(自動払込)開始月
	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	月
	金融機関コード	支店コード	預金種目 (どちらかに○印)	口座番号(右づめで記入)	
			普通 2. 当座	1 2 3 4 5 6 7	
ゆうちょ銀行	フリガナ ナガサキ タロウ	漢字 長崎 太郎			⑥

ゆうちょ銀行	口座名義人	フリガナ ナガサキ タロウ	ゆうちょ銀行お届印	⑦
		漢字 ⑤ 長崎 太郎		
	種別コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右づめで記入)
	新規 105 廃止 176	30	1 0 5 8 0 の	1 2 3 4 5 6 7 (払込口座番号) 01890-4-960025 (払込先加入者名) 長崎市

★ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

- ① 学校名に「○○小学校(児童が入学する学校名)」、学年に「新1」と記入してください。
- ② 申込書の申込日(記入日)を記入してください。申込区分は、初めての申込みの場合は「新規」、同一金融機関での振替口座の変更であれば「変更」、口座振替を廃止する場合は「廃止」に○をしてください。
- ③ 児童(1人につき1枚)の氏名及び生年月日、保護者の氏名、住所を記入してください。
- ④ 学校給食費の振替を希望する口座を記入してください(ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合④に、ゆうちょ銀行の場合は⑤に記入)。預金種目や口座番号等の記載間違いがないよう、通帳をよくご確認ください。口座振替ができる金融機関は以下のとおりです。
 - ⑤ 十八親和銀行、ゆうちょ銀行、長崎銀行、長崎三菱信用組合、長崎西彼農業協同組合

【④の場合】金融機関の種別(「銀行」「組合」)、支店の種別(「本店」「支店」「出張所」)、預金種目(「1. 普通」「2. 当座」)に○をしてください。
- ⑥ 1枚目(金融機関用)と2枚目(教育委員会用)に、金融機関届出印を忘れずに押印してください。
- ⑦ 金融機関届出印と違う場合、口座振替を開始できませんので、よくご確認ください。

★口座振替納付申込書は3枚複写になっています。太枠内をボールペン(消せるボールペンは不可)で強く記入してください。

児童手当を学校給食費の支払いに充てることができます

児童手当受給者（保護者）の方から申出をしていただくことにより、学校給食費に未納が発生した場合に、児童手当を未納額の支払いに充てることができます。

なお、申出の取消や変更をされる場合は、あらためて申し出ていただく必要があります。

申出の方法

「児童手当 特例給付 に係る学校給食費の徴収申出書」(第 11 号の 2 様式。以下「申出書」という。) へ記入し、学校を経由して教育委員会へ提出。

児童手当からの徴収を行う場合

学校給食費に未納が発生し、督促や催告を行っても、なお納付いただけない場合。

児童手当からの徴収額

未納額の全額を徴収します。一部徴収を希望される場合はご相談ください。

注意事項

- ・申出書の提出は任意であり、強制ではありません。
- ・申出書を提出した場合でも、これまでどおり口座振替や納付書による納付が原則となります。
- ・児童手当からの徴収は、督促や催告を行ってもなお未納が継続している場合のみ実施します。
- ・児童手当からの徴収を実施する場合は、文書等により事前にご連絡します。
- ・未納が継続し、申出書の提出もない場合は、法的措置を実施する場合があります。
- ・申出書の提出は、基本的には入学・転入時の1回のみですが、児童手当受給者が変更となつた場合など、申出内容に変更が生じたときは再提出が必要となります。
- ・市外居住者や公務員の方などは、申出をいただいても徴収対象外となります。

子供の成長に必要な学校給食費の負担の公平性を保つため
制度の主旨についてご理解いただき
申出書の提出にご協力をお願いいたします。

記載例

兒童手當

に係る学校給食費の徴収申出書

(あて先) 長崎市長

私は、児童手当法第21条第一項の規定に基づき、長崎市長から以下のような学校給食費の未納が継続し、申出書の提出もない場合は、法的措置を実施する場合があります。以下のように、当該児童手当等の支払期日をもって支払いに充てるごとを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限り、本申出に基づき、児童手当等から学校給食費の滞納分の支払に充てるものとします。

申出日 令和〇年〇月〇日

保護者 (申出人)	① 現在児童手当等を受給している方	
	カナ	ナガサキ タロウ
	氏名	長崎 太郎
	住所	長崎市○○1丁目2番3号
	生年月日	昭和○ 年 12月 20日
	電話番号	095-123-4567
② ①以外の保護者の方 (配偶者等)		
カナ	ナガサキ ハナコ	
氏名	長崎 花子	
住所	長崎市○○1丁目2番3号	
※ 保護者本人による同意が必要です。		
児童生徒を養育している方 (保護者)が複数いる場合は、		
①:保護者のうち児童手当 を受給している方		
②:その他の保護者(例えば ①の配偶者)		
が記載してください。		
保護者が1名の場合は、 ①の記載のみで構いません。		

徵收(支拏)費用

学校給食費のうち滞納となつた額

児童手当からの徴収は、学校給食費に未納が発生し、督促や催告を行っても納付いただけない場合に、当該未納額について実施します。実施する場合は文書等により事前にご連絡します。

学校給食実施確認書及び同意書

- 児童
1. 本書末尾記載の生徒については、学校給食を受けさせることとし、学校給食費を次の方により納付します。

(1に○の場合は、いずれかにチェックしてください。)

口座振替 納付書

- 児童
2. 本書末尾記載の生徒については、次の理由により、学校給食を受けることができません。

学校給食を受けることができない理由	
-------------------	--

○私は、学校給食費を滞納した場合、私に関する個人情報を学校給食費の滞納の解消のため、長崎市が官公署、金融機関、保険会社及び勤務先に対し、当該個人情報の提供又は開示を求めるに同意します。

※1個人情報…氏名、住所、性別、年齢、生年月日、本籍、親族続柄、婚姻の有無、世帯主、家族構成、扶養状況、生活保護受給の有無、電話番号、勤務先、勤務先住所、課税額、収入・所得、土地、家屋、償却資産、口座、預貯金、生命保険、その他動産、取引状況、債権の額（差押、抵当権の設定等の法的手続きの状況）等

年 月 日

(あて先) 長崎市長 様

上記について、確認・同意しました。

保護者等 〒 一

(納入義務者) 住所 _____

ふりがな
氏名 _____ 生年月日 年 月 日

電話番号 _____

ふりがな
氏名 _____ 生年月日 年 月 日

電話番号 _____

児童・生徒 学校名 長崎市立 学校 年 組

ふりがな
氏名 _____ 生年月日 年 月 日

～注意事項～

- (1) この「学校給食実施確認書及び同意書」は、児童・生徒1人につき1枚提出してください。本書記載の児童・生徒が長崎市立の小中学校に在籍する限り有効とします。
- (2) 表面「1」の納付方法のいずれにもチェックがない場合、又は、「口座振替」にチェックはあるが、口座振替納付申込書の提出がない場合は、「納付書による金融機関での納付」の扱いとなります。
なお、上記の内容で本書を提出された場合でも、後日、口座振替納付申込書の提出があれば、口座振替を希望されたものとします。
- (3) 保護者等欄には保護者2名が記載してください。保護者が1名の場合は、1名のみの記載で構いません。
- (4) 還付が生じた場合の返納先は学校給食費振替口座になります。納付書での納付を希望された方は、還付通知を受け取られた後に振込口座をお知らせいただくことになります。
- (5) 納付方法の変更を希望される場合は、学校へ申し出てください。
- (6) 食物アレルギー等の事情により主食（パン・米飯）、牛乳、すべての副食のいずれかを年間を通して受けることができない方は、減額が可能ですので、別途学校へ申し出てください。
- (7) 学校給食費は未納がないようにお願いします。未納が生じた場合は、法的措置を講ずる場合があります。

児童手当

に係る学校給食費の徴収申出書

特例給付

（あて先）長崎市長

私は、児童手当法第21条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、長崎市長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付）の額から、以下の費用につき、当該児童手当等の支払期日をもって支払いに充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限り、本申出に基づき、児童手当等から学校給食費の滞納分の支払に充てるものとします。

申出日： 年 月 日

保護者 (申出人)	① 現在児童手当等を受給している方	
	カナ	
	氏名	※ 保護者本人による同意が必要です。
	住所	
	生年月日	年 月 日
	電話番号	
	② ①以外の保護者の方（配偶者等） ※該当者がいない場合は記入不要です。	
	カナ	
	氏名	※ 保護者本人による同意が必要です。
	住所	
生年月日	年 月 日	
電話番号		
対象児童生徒	カナ	
	氏名	
	生年月日	年 月 日

徴収（支払）費用	学校給食費のうち滞納となった額
----------	-----------------

